**《参考》　　　　　○　○　会　規　約　（例）**

１．名称及び事務所

　　この会は、○○会と称し、事務所は会長宅に置く。

２．目　的

　　この会は○○○○○○ことを目的とする。

３．事　業

　　この会の目的を達成するために、次の事業を行う。

(１)　例会

(２)　発表会

(３)　活動、親睦会、写生会

(４)　この会の運営に必要と決めた事業。

４．会　員

　　会員は、次の者をもって構成する。

　　この会の趣旨に賛同し、活動に参加できる者。

５．会員の義務

　　この会は会員相互の協力により成り立つものであり、会員一体となって会の運

営に当たらなければならない。

６．入退会

(１)　入　　会　　入会する者は、会長に届け出、会の承諾を得なければなら

ない。

　　(２)　退　　会　　退会する者は、会長に届け出るものとする。

　　(３)　自然退会　　正当な理由がなく、会費を未納のまま放置した者、長期間

欠席した者は、退会したものとみなす。

７．役　員

　　この会に次の役員を置く。

　　　会長　１名　　　副会長　○名　　　会計　○名　　　監事　○名

８．役員の選出

　　役員は、総会において会員の中から選出する。

９．役員の任務

　　役員の任務は次のとおりにする。

(１)　会長は、この会を代表し、会務を総括する。

(２)　副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、その会務を代行する。

(３)　会計は、経理を担当する。

(４)　監事は、会の経理を監査する。

１０．役員の任期

(１)　役員の任期は１年とする。ただし、役員が欠けた場合における補欠役員

　　の任期は、前任者の残任期間とする。

(２)　役員は、再任されることができる。

１１．会　議

　　　会議は、総会、役員会、定例会とし、会長が招集し、議長となる。

１２．議　決

　　　会議は３分の２以上の出席によって成立し、議決は出席者の２分の１以上の

賛成によって成立する。賛否同数の場合は、議長が決定する。

１３．会　計

(１)　この会の経理は、会費をもってこれにあてる。

(２)　会費は月額○○円とし、毎月納入する。

(３)　会費納入後の返金はしないものとする。

(４)　入会を希望する者は、入会金○○円を納入する。

(５)　会の運営上、必要に応じて臨時会費を徴収することができる。

(６)　この会の会計は、毎年４月１日に決まり、翌年３月３１日をもって終わ

　　る。

１４．規約の成立

　　　この会の規約の改正は、会議に諮り決める。

１５．細　則

　　　この規約に定めるもののほか、この会の運営について必要な事項は別に定め

る。

附　　則

　この会の規約は、令和○年○月○日から施行する。